藤 健 福 第 1 1 1 6 号 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

日中一時支援事業提供事業所 御中

藤井寺市福祉事務所長製作

平成25年度藤井寺市日中一時支援事業について(通知)

平素は本市福祉行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、貴事業所と本市との間で協定を交わしております日中一時支援事業に つきまして、その報酬額については、障害福祉サービスの短期入所サービスの 地域区分を利用して算定しておりますが、平成25年4月からの地域区分の改 定を受け、日中一時支援事業の地域区分も同様に改定されますので、お知らせ いたします。

なお、平成25年4月サービス提供分から適用されます。請求金額が従前額 と異なりますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

連絡先

藤井寺市健康福祉部福祉総務課 障害福祉担当

電話番号:072-939-1106 (直通)

FAX 番号: 072-952-9503

種別•区分	区分	単位数
障害者	区分6	882
	区分5	750
	区分4	619
	区分3	557
	区分2	486
	区分1	486
	遷延性意識障害	1,289
	療養介護対象者	2,251
障害児	区分3	750
	区分2	588
	区分1	486
	遷延性意識障害	1,289
	重症心身障害児	2,251

●利用時間の算定割合

時間区分	4時間未満	4時間~8時間未	8時間以上
算定割合	0.25	0.5	0.75

●日中一時支援事業の算定方法

日中一時支援事業の単価は、国の短期入所の報酬基準単価を下に、下記の計算により算出します。

日中一時支援額 = 国の報酬基準単価 × 利用時間割合 × 地域区分

*日中一時支援額は、小数点以下は障害福祉サービスと同じく切り捨てます。

地域区分(一部抜粋)

	H23年度末	平成24年度末	平成25年度
東大阪市	10.6	10.6	10.6
大東市	10.18	10.29	10.39
富田林市	10.36	10.36	10.36
羽曳野市	10.18	10.23	10.27
松原市	10.18	10.23	10.27
柏原市	10.18	10.18	10.18
河内長野市	10	10.09	10.18
太子町	10	10.05	10.09
河南町	10	10.05	10.09